

議案第 18 号

大口町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

大口町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成 28 年 3 月 2 日提出

大口町長 鈴木 雅 博

(提案理由)

この案を提出するのは、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（平成 28 年政令第 46 号）が平成 28 年 4 月 1 日に施行されること及び行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）が平成 28 年 4 月 1 日に施行されることに伴い、この条例の一部を改正する必要があるからである。

大口町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

大口町消防団員等公務災害補償条例（昭和41年大口町条例第16号）の一部を次のように改正する。

第26条の見出しを「（審査請求）」に改め、同条中「異議申立て」を「審査請求」に改める。

附則第6条第2項の表1の部1の項右欄中「0.86」を「0.88」に改め、同表2の部1の項右欄中「0.91（第1級又は第2級）」を「0.92（第1級）」に、「0.90」を「0.91」に改め、同条第5項の表中「0.86」を「0.88」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の大口町消防団員等公務災害補償条例附則第6条第2項及び第5項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた大口町消防団員等公務災害補償条例第4条第3号に規定する傷病補償年金（以下「傷病補償年金」という。）及び同条第2号に規定する休業補償（以下「休業補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金及び同日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

大口町消防団員等公務災害補償条例の一部改正新旧対照表

新			旧		
	事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)			事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	
	略	略		略	略
6・7 略			6・7 略		